平成２５年（フ）第５１３８号
大阪市東住吉区湯里６丁目９番26号　エスペランサ21―403号
債務者　川田　裕次
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　雅子
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３４９号
函館市美原３丁目12番14号
債務者　中川　　洋
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
秋田県横手市十文字町字西上96番地
債務者　髙橋　　香
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第８７号
三重県鳥羽市堅神町522番地、前住所三重県鳥羽市鳥羽２丁目９番18号
債務者　杉田　清孝
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
三重県伊勢市中村町桜が丘30番地53、前住所三重県津市寿町13番10号
債務者　天白　晴子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
茨城県石岡市瓦谷1400番地１
債務者　坂本　里美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９５号
群馬県安中市原市１－１－３　95Ａ―112号、住民票上の住所群馬県渋川市渋川3887番地13
債務者　福島　龍文
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２２４号
群馬県高崎市八千代町３丁目３番24号　ユニコーンＴ102号
債務者　草間　一夫
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３１３号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2811番地５
債務者　古塩　安活
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１４号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2811番地５
債務者　古塩　圭子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２６８号
千葉県成田市猿山440番地１
債務者　石橋　昌已
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２６９号
千葉県成田市猿山440番地１
債務者　石橋　正代
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２８７号
千葉県印西市草深1241番地６
債務者　渡邉　海太
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９０号
千葉県四街道市千代田５丁目51番９号
債務者　髙橋誠志郎（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２０号
松江市東出雲町錦新町１丁目１番９号
債務者　中島三重子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４０号
松江市宍道町宍道960番地６
債務者　伊原　健二
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１７号
高知市長浜4443番地３
債務者　武田紘一郎
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８５号
高知市江陽町６番15号　笠井ハイツ101
債務者　福島　由巳
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
高知地方裁判所破産係